

広島県告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、三原市長から届出があつた。

平成二十一年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
三原市幸崎町能地字下味潟二八五九の二の地先公有水面	一九、九二八・八八平方メートル	三原市幸崎町能地字下味潟